

当初 変更

工事執行機関 41322 須賀川土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年2月23日	
工事番号	17-41322-0093	工事名	公共災害復旧工事（河川）	着工	平成30年2月23日	
入札執行年月日	平成30年2月20日		発注種別	01 一般土木工事	完成	平成30年3月30日
審議番号	公所	000000	本庁			
路線・河川名	釈迦堂川筋			予定価格		
工事箇所	自 岩瀬郡天栄村大字下松本字鈴ヶ崎地内			41,252,760		
至						
工事概要	復旧延長	L=50.0m	護岸工	A=645.5m ²	根固工N=150個	

業者コード 業者名	落札者の住所				
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）		
100002190 (株) 赤羽組	(1) 38,160,000 (3)	(2) (4)			
100002205 (株) 橋本組	(1) 38,200,000 (3)	(2) (4)			
100002213 新道建設(株)	(1) 38,130,000 (3)	(2) (4)			
100002217 只野建設(有)	(1) 38,120,000 (3)	(2) (4)			
100002240 (株) 関根組	(1) 38,240,000 (3)	(2) (4)			
100002257 (株) 横山建設	(1) 38,170,000 (3)	(2) (4)			
100002260 (株) 八木沼組	(1) 38,180,000 (3)	(2) (4)			
100002268 松本建設工業(株)	(1) 38,200,000 (3)	(2) (4)			
100002862 (株) 渡辺建設	須賀川市 岩瀬字明神前141-1		(1) 38,000,000 (3)	(2) (4)	41,040,000
100002863 (株) 鈴幸建設	(1) 38,250,000 (3)	(2) (4)			

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初 変更

工事執行機関 41322 須賀川土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年2月23日
工事番号	17-41322-0093	工事名	公共災害復旧工事（河川）	着工	平成30年2月23日
入札執行年月日	平成30年2月20日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成30年3月30日
審議番号	公所 000000	本庁			
路線・河川名	釈迦堂川筋				予定価格
工事箇所 自	岩瀬郡天栄村大字下松本字鈴ヶ崎地内				41,252,760
至					
工事概要	復旧延長 L=50.0m 護岸工 A=645.5m ² 根固工N=150個				

業者コード 業者名	落札者の住所	
	入札額及び再入札額	落札額（契約額）
100003058 (株) あおい	(1) 38,100,000	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回発注する工事は、下記1の公共災害復旧工事（河川）である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとしたい。

記

1 工事概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | <u>公共災害復旧工事（河川） 17-41322-0093</u> |
| (2) 路・河川等名 | <u>釈迦堂川筋</u> |
| (3) 工 事 箇 所 | <u>岩瀬郡天栄村大字下松本字鈴ヶ崎地内</u> |
| (4) 工 事 概 要 | <u>復旧延長L=50.0m 護岸工A=645.5m² 根固工N=150個</u> |

2 随意契約の理由

当該工事は、岩瀬郡天栄村大字下松本字鈴ヶ崎地内の釈迦堂川筋において、平成29年10月19日～23日に発生した台風21号により被災した河川を復旧するものである。

現場は、今後の豪雨・出水によりさらに被害が拡大する恐れがある。このため、一刻も早い復旧に向け、緊急に復旧工事を実施し、民生の安定を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、本工事を随意契約とした。

3 随意契約の相手方及び理由

見積りの相手方を選定した理由は、平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登載されている業者の中から、施工能力を有しかつ地域の実情に精通し、豊富な経験と実績を持つ者であることを勘案し、須賀川土木事務所管内から11者を選定したものである。